

ガイドラインの運用状況について(15年11月～16年1月)

2016年2月25日
スカパーJSAT(株)

Ⅱ-1-1 (1) 役務と提供条件の関係の透明性

- ・ 「徴収した手数料等の使途概要」についての説明につきましては、2015年11月27日の「経営者連絡会」で実施しました。
- ・ 110度放送サービスにおける今後の普及促進費用及び業務手数料率の継続について、10月26日、11月30日、12月14日、2016年1月25日の「110度委員会」にて説明を行っております。更に、2月10日に「臨時経営者連絡会」を開催し、業務手数料率改定後の実績レビューと今後の普及促進費用及び業務手数料率の再提案に関して説明を行っております。また、「普及促進委員会」でも説明を平行して行っております。

Ⅱ-1-1 (2) 広告宣伝・販売促進の考え方

- ・ 「普及促進業務に関わる計画の事前説明・実施結果の報告及び衛星放送事業者の意見表明のための会議」は、2015年11月27日の「経営者連絡会」として実施しました。
- ・ 普及促進業務に係る意見交換の場である「普及促進委員会」は、11月25日、12月18日、2016年1月20日(親会)、2015年11月17日、12月10日、2016年1月14日(WG)に開催されております。
- ・ 各種施策等についての詳細のご説明は、11月20日、12月25日、2016年1月29日の「事業者連絡会」でも行っております。(「別紙1」2～4ページ参照)

Ⅱ-1-1 (3) マーケティングデータの有効活用

- ・ 適正に運用しております。
- ・ 2015年11月27日の経営者連絡会において、視聴動向調査に関して報告しております。

Ⅱ-1-1 (4) 衛星放送事業者への役務提供開始手続き

- ・ 期間内に役務提供開始手続きに至った案件は発生しておりません。

Ⅱ-1-1 (5) 役務提供停止及び契約解除に係る手続き

- ・ 期間内に役務提供停止及び契約解除に至った案件は発生しておりません。

Ⅱ-2-1 (1) 当社と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性

- ・ ガイドラインを逸脱した公正性に欠ける事案は見受けられないと考えます。

Ⅱ-2-2 (2) パック・セット組成への関与

- ・ 適正に運用しております。

Ⅱ－２－（３） プラットフォーム事業者に係るソフト事業の透明性

- ・ 自らが放送、または放送事業者に供給するコンテンツの提供などについては、ガイドラインに則り、サービス全体の普及促進と顧客維持（解約防止）を目的として行っております。また 2015 年 11 月 27 日開催の「経営者連絡会」において、その関連収入と費用の概要、また選定方針に基づいた施策の実施結果を報告しております。

Ⅱ－２－（４） その他衛星放送事業者の意思に反して行う行為及び手続き（に関する適正運用）

- ・ 期間内にチャンネル名称の変更、料金の変更、放送事業者の変更がそれぞれ行なわれましたが（詳細については「別紙 2」参照）、ガイドラインに則り適正に運用しております。

Ⅱ－３－（１） 社内委員会の設置による適正性の確保

- ・ 本ガイドラインの運用が適正に行われているかをチェックするための「社内委員会」を、2015 年 11 月 16 日、12 月 21 日、2016 年 1 月 25 日に開催いたしました（「別紙 3」参照）。

その他

- ・ 放送法改正（消費者保護ルール関連）に伴い、プラットフォームガイドラインの改訂を検討しております。現在、想定している改訂ポイントは、①代理店管理の更なる強化（選定基準、研修実施など）②視聴者から勧誘活動に対する苦情対策などです。2 月 19 日開催の事業者連絡会で説明しております。
- ・ 2015 年 12 月 8 日付けでプラットフォームガイドライン委員会が受領した申立に関しては、2016 年 1 月 8 日をもって審理案件とすることとし、現在委員会によるヒアリングが実施されております。

以上